



第6回つどいに ご参加を

「広がる“守れ九条” —いま“草の根”運動の課題は」

名古屋高裁のイラクへの自衛隊派遣の違憲判決は、九条を守る運動に取り組む私達に、大きな励ましを与えてくれました。多くのあいち医師・歯科医師九条の会への「賛同者」も、この裁判に、原告となって参加しました。

しかし立ち止まって考えてみると、こうした「司法の沈黙」を破ってまで、違憲判決が下されたと言うことは、それほどイラクが、そしてまた日本も、深刻な事態に置かれていることを意味するものであります。そのことの認識もまた必要と考えます。

今回の判決だけでなく、5月3日を前に各紙が行った世論調査でも、「九条を守れ」との国民の世論は大きくなっていました。こうした世論の前進は、全国で七千近くとなった「九条の会」の、「草の根」からの運動の反映でもあると確信します。

しかしいまの改憲計画は、米軍の世界的な再編計画と、多国籍化した日本の巨大企業の要求を背景としています。いつでも自衛隊の海外派兵ができる「恒久法」は、アメリカや財界の強い要求であります。昨年秋の国民を驚かせた福田・小沢会談による「大連立」の仕掛けは、「ねじれ国会」のもとでこの問題解決を図ろうとしたものであったとも言われています。

インド洋への派兵の「新テロ特措法」の期限は来年1月15日まで、イラクへの派兵の「イラク特措法」も来年7月末まで。こうした中で通常国会では、民主党の新テロ特措法への「対案」が、自民・公明・民主・国民新党の賛成で、継続審議となりました。8月下旬から開催される臨時国会は、与党としては民主党をも巻き込んだ「恒久法」の整備にあるとも言われています。

「解釈改憲」を拡大する動きとともに、「明文改憲」を狙う動きも消えてはいません。今年3月4日には総会を開催した「自主憲法期成議員同盟」(会長中曾根元首相)は、「顧問」に自民党の伊吹文明氏と民主党の鳩山由紀夫氏が就任、安倍晋三前首相や民主前原誠司副代表も新たに役員に就任しています。

以上のような情勢の中で小澤隆一先生からは、あらためて情勢を整理したお話と「草の根運動の課題」についてお話を頂けます。

「あいち医師・歯科医師九条の会」第6回の集い

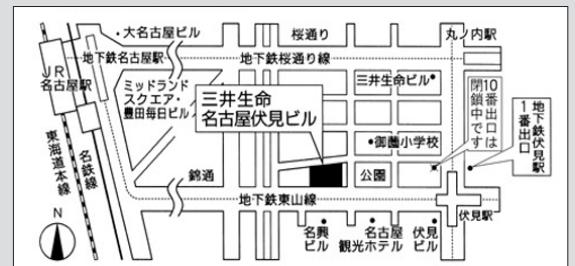
講 師 小澤隆一氏
(東京慈恵会医科大学教授)

と き 9月13日(土)午後3時~5時
と こ ろ 愛知県保険医協会伏見会議室

小澤隆一（おざわりゅういち）氏
1959年生まれ。一橋大学卒。
静岡大学助教授、教授を経て06年
4月から東京慈恵会医科大学教授。
専門は憲法学。
著書に『はじめて学ぶ日本国憲法』
(大月書店)、『ほんとうに憲法「改
正」していいのか』(学習の友社)、
『クローズアップ憲法』(法律文化
社)など。



参加協力費：
医師・歯科医師 1000円
一般市民 500円



主催：あいち医師・歯科医師九条の会

連絡先：名古屋市昭和区妙見町19-2
愛知県保険医協会会員
FAX 052-834-3512 電話 052-832-1345

憲法九条を守る草の根の運動を一層広げよう

保団連代議員会（二〇〇八年六月）で、荻野高敏愛知県保険医協会理事長は、自衛隊のイラク派兵を違憲とした名古屋高裁判決の意義と九条を守る運動の必要性について次のように発言しました。

今年四月十七日、私達は画期的で歴史に残る判決を勝ち取った。即ち、航空自衛隊のイラク「派遣」は「憲法違反」である。また、裁判所が政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、航空自衛隊が行っている米軍兵士など多国籍軍の武装兵士を空輸する活動は「イラク特措法にも違反していることである。この名古屋高裁判決は、五月二日に確定した。多

くの愛知県役員もこの裁判に、原告となつて参加した。

そこからさかのぼるじと六十一年前の一九四七年五月三日に、平和憲法は施行された。その後、

政府は解釈改憲を重ね、憲法九条を骨抜きにして

きたが、ここに至つて初めに憲法九条違反が確定

したのである。違憲判決がいきなり偶然に出されることはあり得ない。司

法の沈黙を破つてまで、誠実ではあるが決して特

殊でない裁判官が、違憲

判決を下したのは何故か。それほどイラクが、

そして日本も、深刻な事

態に置かれているのである。

日本では知られていない。

この愛知県役員もこの裁判に、原告となつて参

加した。

兵器・残虐兵器の実態、

ランセット誌に報告され

たイラク犠牲者について

て、判決文は触れている。

そしてすでに日本は戦争

をしているという真実

を、この判決文は見抜いて

いるのである。このよ

うに裁判所は、憲法の番人としての職責を果たし

た。

次は私達の番である。

こうした憲法九条を守

る世論の前進は、全国で

七千近くとなった「九条

の会」の、「草の根」から

の運動の反映と言えよ

う。

いまの改憲計画は、米

軍の世界的な再編計画

と、多国籍化した日本の

巨大企業の要求を背景と

して、改憲への道を更に

か、改憲へ向けて

やがて上乗せしている在

居侵入罪にとわれた僧侶も有罪。共産党の機関紙を配った社会保険

行政職員は国家公務員法違反で有罪。まるで

『反体制』や『左翼』と呼ばれる人々を狙い撃ちしている印象を与えるかねない」と書いて

いる。

映画「母ベエ」のよ

うに、昭和の初め、治

安維持法によって、共

産主義者が先づ逮捕さ

れ、その後、一般的の自

由を求める人達にも及

して、十五年戦争へと突

り、日本基地協定に違反

している。いつでも自衛

隊の海外派兵ができる

「恒久法」は、アメリカ

や財界の強い要求であ

る。昨年秋の国民を驚か

せた福田・小沢会談によ

る「大連立」の仕掛けは、

「ねじれ国会」のもとで

この問題解決を図ろうと

したものであつたと思わ

れる。

自衛隊のインド洋への

派兵を容認する「新テロ

特措法」の期限は来年一

月十五日まで、イラクへ

を容認する「イラ

ク特措法」も来年七月末

まで。こうした中で通常

国会では、民主党の新テ

ロ特措法への「対案」が、

自民・公明・民主・国民

新党の賛成、共産・社民

の反対で、継続審議と

なった。この「対案」に

は常時・迅速な海外派兵

を可能にする恒久法の整

備も求めている。

「解釈改憲」を拡大す

る動きとともに、「明文改

憲」を狙う動きも消えて

はない。「自主憲法期成

議員同盟」(会長中曾根元

首相)は、〇八年三月四

次は私達の番である。

こうした憲法九条を守

る世論の前進は、全国で

七千近くとなった「九条

の会」の、「草の根」から

の運動の反映と言えよ

う。

いまの改憲計画は、米

軍の世界的な再編計画

と、多国籍化した日本の

巨大企業の要求を背景と

して、改憲への道を更に

か、改憲へ向けて

やがて上乗せしている在

居侵入罪にとわれた僧侶も有罪。共産党の機関紙を配った社会保険

行政職員は国家公務員法違反で有罪。まるで

『反体制』や『左翼』と呼ばれる人々を狙い撃ちしている印象を与えるかねない」と書いて

いる。

映画「母ベエ」のよ

うに、昭和の初め、治

安維持法によって、共

産主義者が先づ逮捕さ

れ、その後、一般的の自

由を求める人達にも及

して、十五年戦争へと突

り、日本基地協定に違反

している。いつでも自衛

隊の海外派兵ができる

「恒久法」は、アメリカ

や財界の強い要求であ

る。昨年秋の国民を驚か

せた福田・小沢会談によ

る「大連立」の仕掛けは、

「ねじれ国会」のもとで

この問題解決を図ろうと

したものであつたと思わ

れる。

自衛隊のインド洋への

派兵を容認する「新テロ

特措法」の期限は来年一

月十五日まで、イラクへ

を容認する「イラ

ク特措法」も来年七月末

まで。こうした中で通常

国会では、民主党の新テ

ロ特措法への「対案」が、

自民・公明・民主・国民

新党の賛成、共産・社民

の反対で、継続審議と

なった。この「対案」に

は常時・迅速な海外派兵

を可能にする恒久法の整

備も求めている。

「解釈改憲」を拡大す

る動きとともに、「明文改

憲」を狙う動きも消えて

はない。「自主憲法期成

議員同盟」(会長中曾根元

首相)は、〇八年三月四

次は私達の番である。

こうした憲法九条を守

る世論の前進は、全国で

七千近くとなった「九条

の会」の、「草の根」から

の運動の反映と言えよ

う。

いまの改憲計画は、米

軍の世界的な再編計画

と、多国籍化した日本の

巨大企業の要求を背景と

して、改憲への道を更に

か、改憲へ向けて

やがて上乗せしている在

居侵入罪にとわれた僧侶も有罪。共産党の機関紙を配った社会保険

行政職員は国家公務員法違反で有罪。まるで

『反体制』や『左翼』と呼ばれる人々を狙い撃ちしている印象を与えるかねない」と書いて

いる。

映画「母ベエ」のよ

うに、昭和の初め、治

安維持法によって、共

産主義者が先づ逮捕さ

れ、その後、一般的の自

由を求める人達にも及

して、十五年戦争へと突

り、日本基地協定に違反

している。いつでも自衛

隊の海外派兵ができる

「恒久法」は、アメリカ

や財界の強い要求であ

る。昨年秋の国民を驚か

せた福田・小沢会談によ

る「大連立」の仕掛けは、

「ねじれ国会」のもとで

この問題解決を図ろうと

したものであつたと思わ

れる。

自衛隊のインド洋への

派兵を容認する「新テロ

特措法」の期限は来年一

月十五日まで、イラクへ

を容認する「イラ

ク特措法」も来年七月末

まで。こうした中で通常

国会では、民主党の新テ

ロ特措法への「対案」が、

自民・公明・民主・国民

新党の賛成、共産・社民

の反対で、継続審議と

私の父は
愛知県保険医協会理事
／大府市・歯科

私の父は
愛知県保険医協会理事
／丹羽郡・歯科

私の父は
愛知県保険医協会理事
／大府市・歯科

私の父は
愛知県保険医協会理事
／大府市・歯科

私の父は
愛知県保険医協会理事
／大府市・歯科

私の父は
愛知県保険医協会理事
／大府市・歯科

九条こそ平和の力

愛知県保険医協会理事

大藪 憲治

三十年前の学生時代、
蟻川民主府政のもと京都
の庁舎に「憲法を暮らし
に生かそう」の垂れ幕が
あることを知った。その
時、なんて大きさなど
をするのだろうと思つ
た。たしかに京都の地方
自治体が憲法の垂れ幕な
んて、と。しかし、民主
府政が倒されたとき、そ
の垂れ幕は真っ先に外さ
れたことを知った。

僕の名前は、「憲治」
です。ケンジという呼び
名は多いから、相手に漢
字の名を伝えるとき、
「憲法の憲に、治める。
と書くんです」と言う。
でも、憲法なんて当たり
前すぎて、ことさら強調

す。そこからはタイから
ビルマ（今のミャン
マー）までの泰緬鉄道の
敷設の任務となり、父は
下士官として上官よりの
命令により補虜と現地人
を使っての鉄道の建設に
あたりました。タイの現
地の人々とは友好的に接
したが、捕虜の人々には
上官の命によりきびしく
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで

す。そこでもう少し、そ
んな大きさなどは、学
生時代に真剣に考えたこ
とは無かった。ただ、き
たがわてつ氏の日本憲
法前文は、ロック調で
よく口ずさんでいた。特
に最後のリフレイン♪
♪日本国民は 国家の名
誉をかけ 全力をあげて
この崇高な理想と 目
的を達成することを誓う
♪ は、好きなところ
だ。

後半、国民医療を守るた
めに憲法の果たす役割の
大きさに気づいた。そして
憲法は、その意義を絶
えず確認しないと、日々
の暮らしの中で生かされ
ないことを知った。そして
驚いたことにそのこと
についても日本国憲法に
は、第十章最高法規
「基本的人権の由来特
質」として触れてあった
のだ。第九十七条 この
憲法が日本国民に保障す
る基本的人権は、人類の
多年にわたる自由獲得の
努力の成果であって、こ
れらの権利は、過去幾多
の試練に堪へ、現在及び
将来の国民に対し、侵す
ことのできない永久の権
利として信託されたもの
である。

二〇〇五年の岩波ブッ
クレット「憲法を変えて
戦争へ行こう」の中で、
ペシャワールの会現地代
表の中村哲医師は、『九
条に違反する活動を含
んでいる』という空自
衛隊を派兵する様にな
ったが、あまり何にうなざ
れていたかは多くかたり
ませんでした。しかしこ
とばの端々から思うと戦
争中の夢にとりつかれ
ていた様でした。その後
リヤにかかり銃創のきず
で動けずに入る時、現地
の人に助けられしばら
く現地で看病してもらつ
て、終戦より八ヵ月後の
昭和二十一年に復員した
。その後は別段何事もな
く生活をしておりました
が、父は五十歳をすぎて
から夜寝ている時にうな
されて、奇声を大声であ
りた相當いやな思いを
したようです。その後戦
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで

す。そこからはタイから
ビルマ（今のミャン
マー）までの泰緬鉄道の
敷設の任務となり、父は
下士官として上官よりの
命令により補虜と現地人
を使っての鉄道の建設に
あたりました。タイの現
地の人々とは友好的に接
したが、捕虜の人々には
上官の命によりきびしく
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで

す。そこでもう少し、そ
んな大きさなどは、学
生時代に真剣に考えたこ
とは無かった。ただ、き
たがわてつ氏の日本憲
法前文は、ロック調で
よく口ずさんでいた。特
に最後のリフレイン♪
♪日本国民は 国家の名
誉をかけ 全力をあげて
この崇高な理想と 目
的を達成することを誓う
♪ は、好きなところ
だ。

後半、国民医療を守るた
めに憲法の果たす役割の
大きさに気づいた。そして
憲法は、その意義を絶
えず確認しないと、日々
の暮らしの中で生かされ
ないことを知った。そして
驚いたことにそのこと
についても日本国憲法に
は、第十章最高法規
「基本的人権の由来特
質」として触れてあった
のだ。第九十七条 この
憲法が日本国民に保障す
る基本的人権は、人類の
多年にわたる自由獲得の
努力の成果であって、こ
れらの権利は、過去幾多
の試練に堪へ、現在及び
将来の国民に対し、侵す
ことのできない永久の権
利として信託されたもの
である。

二〇〇五年の岩波ブッ
クレット「憲法を変えて
戦争へ行こう」の中で、
ペシャワールの会現地代
表の中村哲医師は、『九
条に違反する活動を含
んでいる』という空自
衛隊を派兵する様にな
ったが、あまり何にうなざ
れていたかは多くかたり
ませんでした。しかしこ
とばの端々から思うと戦
争中の夢にとりつかれ
ていた様でした。その後
リヤにかかり銃創のきず
で動けずに入る時、現地
の人に助けられしばら
く現地で看病してもらつ
て、終戦より八ヵ月後の
昭和二十一年に復員した
。その後は別段何事もな
く生活をしておりました
が、父は五十歳をすぎて
から夜寝ている時にうな
されて、奇声を大声であ
りた相当いやな思いを
したようです。その後戦
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで

す。そこからはタイから
ビルマ（今のミャン
マー）までの泰緬鉄道の
敷設の任務となり、父は
下士官として上官よりの
命令により補虜と現地人
を使っての鉄道の建設に
あたりました。タイの現
地の人々とは友好的に接
したが、捕虜の人々には
上官の命によりきびしく
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで

す。そこからはタイから
ビルマ（今のミャン
マー）までの泰緬鉄道の
敷設の任務となり、父は
下士官として上官よりの
命令により補虜と現地人
を使っての鉄道の建設に
あたりました。タイの現
地の人々とは友好的に接
したが、捕虜の人々には
上官の命によりきびしく
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで

私は戦後生れの団塊の
世代で、戦争を知りませ
んが、私の父は昭和十三
年に召集され千葉の鉄道
隊に入隊しました。初年
兵からは満州の関東軍の
方へ配属されて軍隊のき
びしさ、シゴキを相当受け
たそうです。太平洋戦
争が始まつて、再度千葉
の鉄道隊へ行き日本軍の
進行にあわせてインドシ
ナ半島からタイまでは、
後方部隊としていやな思
いもせん行けたそうで

す。そこからはタイから
ビルマ（今のミャン
マー）までの泰緬鉄道の
敷設の任務となり、父は
下士官として上官よりの
命令により補虜と現地人
を使っての鉄道の建設に
あたりました。タイの現
地の人々とは友好的に接
したが、捕虜の人々には
上官の命によりきびしく
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで

す。そこからはタイから
ビルマ（今のミャン
マー）までの泰緬鉄道の
敷設の任務となり、父は
下士官として上官よりの
命令により補虜と現地人
を使っての鉄道の建設に
あたりました。タイの現
地の人々とは友好的に接
したが、捕虜の人々には
上官の命によりきびしく
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで

す。そこからはタイから
ビルマ（今のミャン
マー）までの泰緬鉄道の
敷設の任務となり、父は
下士官として上官よりの
命令により補虜と現地人
を使っての鉄道の建設に
あたりました。タイの現
地の人々とは友好的に接
したが、捕虜の人々には
上官の命によりきびしく
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで

す。そこからはタイから
ビルマ（今のミャン
マー）までの泰緬鉄道の
敷設の任務となり、父は
下士官として上官よりの
命令により補虜と現地人
を使っての鉄道の建設に
あたりました。タイの現
地の人々とは友好的に接
したが、捕虜の人々には
上官の命によりきびしく
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで

私は戦後生れの団塊の
世代で、戦争を知りませ
んが、私の父は昭和十三
年に召集され千葉の鉄道
隊に入隊しました。初年
兵からは満州の関東軍の
方へ配属されて軍隊のき
びしさ、シゴキを相当受け
たそうです。太平洋戦
争が始まつて、再度千葉
の鉄道隊へ行き日本軍の
進行にあわせてインドシ
ナ半島からタイまでは、
後方部隊としていやな思
いもせん行けたそうで

す。そこからはタイから
ビルマ（今のミャン
マー）までの泰緬鉄道の
敷設の任務となり、父は
下士官として上官よりの
命令により補虜と現地人
を使っての鉄道の建設に
あたりました。タイの現
地の人々とは友好的に接
したが、捕虜の人々には
上官の命によりきびしく
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで

す。そこからはタイから
ビルマ（今のミャン
マー）までの泰緬鉄道の
敷設の任務となり、父は
下士官として上官よりの
命令により補虜と現地人
を使っての鉄道の建設に
あたりました。タイの現
地の人々とは友好的に接
したが、捕虜の人々には
上官の命によりきびしく
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで

す。そこからはタイから
ビルマ（今のミャン
マー）までの泰緬鉄道の
敷設の任務となり、父は
下士官として上官よりの
命令により補虜と現地人
を使っての鉄道の建設に
あたりました。タイの現
地の人々とは友好的に接
したが、捕虜の人々には
上官の命によりきびしく
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで

す。そこからはタイから
ビルマ（今のミャン
マー）までの泰緬鉄道の
敷設の任務となり、父は
下士官として上官よりの
命令により補虜と現地人
を使っての鉄道の建設に
あたりました。タイの現
地の人々とは友好的に接
したが、捕虜の人々には
上官の命によりきびしく
火が悪くなりインパール
作戦が始まり鉄道隊も前
いもせん行けたそうで



私の思い

『愛知保険医新聞』
から転載

日本国憲法
第二章 戰争の放棄
第九条
①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を実現する爲め、國の対外的政策は、國の領土と武力による威嚇又は武力の行使は、國際競争を解消する手段としては、永久にこれを放棄する。但し、自衛の目的を達するため、陸海空軍その他の軍事力は、これの保持しない。國の軍備は、これの認めてない。

